

令和5年12月市議会教育厚生委員会資料

第169号議案 長崎市福祉医療費支給条例及び長崎市営住宅条例の一部を改正する条例

目次	ページ
1 改正の理由	2
2 改正の内容	2～3
3 施行期日	3
4 新旧対照表	3～6

こども部・建築部

令和5年12月

## 1 改正の理由

配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（平成13年法律第31号。以下「DV防止法」という。）の一部が改正され、保護命令制度（※）が拡充されたこと等に伴い、同法において「接近禁止命令」及び「退去等命令」の用語が定められるとともに、これらの命令を規定する条文が変更となったことから、条例において関係条文を整理する必要があるため。

※保護命令制度：

被害者からの申立てに基づき、裁判所が、相手配偶者に対して、被害者の身辺へのつきまといや住居等の付近のはいかい等の一定の行為を禁止する命令を発令する制度

### ○長崎市福祉医療費支給条例

医療費の支給対象者である母子家庭の母及び父子家庭の父の範囲に、DV防止法の規定により保護命令を受けた配偶者のある女子又は男子を含めている。

### ○長崎市営住宅条例

市営住宅に単身で入居できる者の要件の一つに、DV防止法の規定により保護命令の効力が生じた日から5年を経過していないものを設定している。

## 2 改正の内容

条例において、改正前のDV防止法における保護命令の規定条文を引用しているが、同法の改正により次のとおり根拠、定義の条文が変更となったことから、条例における引用部分を見直すもの。

〔DV防止法の改正条文〕

改正前	改正後	内容
(保護命令) 第10条第1項 第1号 接近禁止命令	(接近禁止命令) 根拠：第10条第1項 定義：第10条第2項	被害者の身辺へのつきまとい、住居・勤務先等の付近のはいかいを禁止する命令
(保護命令) 第10条第1項 第2号 退去等命令	(退去等命令) 根拠：第10条の2 定義：第11条第1項	被害者と共に住む住居からの退去を命じ、当該住居の付近のはいかいを禁止する命令

3 施行期日

令和6年4月1日

4 新旧対照表

(1) 長崎市福祉医療費支給条例

改正後	改正前
(定義) 第2条 [略] 2～3 [略] 4 この条例において「母子家庭の母」とは、次の各号のいずれかに該当する女子で、かつ、20歳未満の子	(定義) 第2条 [略] 1～3 [略] 4 この条例において「母子家庭の母」とは、次の各号のいずれかに該当する女子で、かつ、20歳未満の子

を現に監護するものをいう。

(1)～(6) [略]

(7) 接近禁止命令（配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（平成13年法律第31号）第10条第2項に規定する接近禁止命令をいう。以下同じ。）又は退去等命令（同法第11条第1項に規定する退去等命令をいう。以下同じ。）を受けた配偶者のある女子（当該接近禁止命令又は退去等命令の申立てをしたものに限る。）

5 [略]

6 この条例において「父子家庭の父」とは、次の各号のいずれかに該当する男子で、かつ、20歳未満の子を現に監護するものをいう。

(1)～(6) [略]

(7) 接近禁止命令又は退去等命令を受けた配偶者のある男子（当該接近禁止命令又は退去等命令の申立てをしたものに限る。）

7～16 [略]

を現に監護するものをいう。

(1)～(6) [略]

(7) 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（平成13年法律第31号）第10条第1項の規定により保護命令を受けた配偶者のある女子（当該保護命令の申立てをしたものに限る。）

5 [略]

6 この条例において「父子家庭の父」とは、次の各号のいずれかに該当する男子で、かつ、20歳未満の子を現に監護するものをいう。

(1)～(6) [略]

(7) 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律第10条第1項の規定により保護命令を受けた配偶者のある男子（当該保護命令の申立てをしたものに限る。）

7～16 [略]

(2) 長崎市営住宅条例

改正後	改正前
<p>(入居者の資格)</p> <p>第6条 公営住宅に入居することができる者は、次の各号（高齢者、身体障害者その他の特に居住の安定を図る必要がある者（次項及び次条第2項において「高齢者等」という。）にあつては第2号から第5号まで、被災市街地復興特別措置法（平成7年法律第14号）第21条に規定する被災者等及び福島復興再生特別措置法（平成24年法律第25号）第39条に規定する居住制限者にあつては第3号及び第5号）の条件を具備する者でなければならない。</p> <p>(1)～(5) [略]</p> <p>2 高齢者等は、次の各号のいずれかに該当する者とする。ただし、身体上又は精神上著しい障害があるために常時の介護を必要とし、かつ、居宅においてこれを受けることができず、又は受けることが困難であると認められる者を除く。</p> <p>(1)～(7) [略]</p> <p>(8) 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に</p>	<p>(入居者の資格)</p> <p>第6条 公営住宅に入居することができる者は、次の各号（高齢者、身体障害者その他の特に居住の安定を図る必要がある者（次項及び次条第2項において「高齢者等」という。）にあつては第2号から第5号まで、被災市街地復興特別措置法（平成7年法律第14号）第21条に規定する被災者等及び福島復興再生特別措置法（平成24年法律第25号）第39条に規定する居住制限者にあつては第3号及び第5号）の条件を具備する者でなければならない。</p> <p>(1)～(5) [略]</p> <p>2 高齢者等は、次の各号のいずれかに該当する者とする。ただし、身体上又は精神上著しい障害があるために常時の介護を必要とし、かつ、居宅においてこれを受けることができず、又は受けることが困難であると認められる者を除く。</p> <p>(1)～(7) [略]</p> <p>(8) 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に</p>

関する法律（平成13年法律第31号。以下この号において「配偶者暴力防止等法」という。）第1条第2項に規定する被害者又は配偶者暴力防止等法第28条の2に規定する関係にある相手からの暴力を受けた者で次のア又はイのいずれかに該当するもの  
ア [略]

イ 配偶者暴力防止等法第10条第1項又は第10条の2（配偶者暴力防止等法第28条の2においてこれらの規定を準用する場合を含む。）の規定により裁判所がした命令の申立てを行つた者で当該命令がその効力を生じた日から起算して5年を経過していないもの

(9) [略]

ア～イ [略]

3 [略]

関する法律（平成13年法律第31号。以下この号において「配偶者暴力防止等法」という。）第1条第2項に規定する被害者又は配偶者暴力防止等法第28条の2に規定する関係にある相手からの暴力を受けた者で次のア又はイのいずれかに該当するもの  
ア [略]

イ 配偶者暴力防止等法第10条第1項（配偶者暴力防止等法第28条の2において準用する場合を含む。）の規定により裁判所がした命令の申立てを行つた者で当該命令がその効力を生じた日から起算して5年を経過していないもの

(9) [略]

ア～イ [略]

3 [略]